

平成 29 年度財務三基準判定

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

I 収支相償の計算

第 1 段階(公益目的事業)

単位:千円

事業番号	経常収益計	経常費用計	特定費用積立	第一段階の判定
公 1	13,449	15,397		△1,948
公 2	4,769	5,641		△872
合計	18,218	21,038		△2,820

第 2 段階(公益目的事業会計全体)

単位:千円

事業番号	収 入	費 用	第一段階の判定
第 1 段階合計	18,218	21,038	△2,820
共通収益費用	3,405	4,368	△963
みなし寄付金	3,707		3,707
合 計	25,330	25,406	△76

結果 → 第 1 段階、第 2 段階ともに赤字のため適合

II 公益目的事業費率

公益目的事業費 25,407 千円

法人全体の費用 47,342 千円

公益目的事業費率	$25,407 \text{ 千円} / 47,342 \text{ 千円} = 53.6\%$
----------	--

結果 → 50%以上で適合

毎年の「みなし費用(電話相談員料)加算」により、さらに比率アップとなる。

III 遊休財産の保有制限

保有上限額 25,407 千円

遊休財産の金額

49,732 千円(資産) - 6,006 千円(控除対象財産) - 42,145 千円(負債)

= 1,581 千円

結果 → 対応負債を考慮しても、上限額以下で適合